

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様

今 治 市 議 会 議 長 越 智 忍 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 永 井 隆 文

監査結果の報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく令和 7 年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 建設部

建設政策局

道路課、用地管理課、農業土木課、港湾漁港課

都市政策局

都市政策課、建築住宅課、公園緑地課

3 監査の期間 令和 7 年 4 月 4 日～令和 7 年 6 月 20 日

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和 6 年度における建設部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

道 路 課

【事務分掌】

- (1) 道路、橋りょう等の新設改良に関すること。
- (2) 都市計画街路事業に関すること。
- (3) 市長が指示する土地造成その他土木工事に关すること。
- (4) 前号以外の土地造成の指導、協力及び調整に関すること。
- (5) 砂防に関すること。
- (6) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に基づく事務に関すること。
- (7) 道路、橋りょう等の維持修繕に関すること。
- (8) 河川及び下水道の維持補修に係る役務の提供に関すること。
- (9) 生活道路整備補助に関すること。
- (10) 広域幹線道路に関すること。
- (11) 建設業関連の総合調整及び技術向上に関すること。
- (12) まちづくり及びインフラ整備に係る政策調整に関すること。

【指摘事項等】

（意見）

- 1 業務の継続性を図るため、技術職員の新規採用職員数確保について人事課との協議を継続しながら、取組を進められたい。
- 2 現在行っている業務のD X化について、十分な効果検証を行い改善を図ることで、更なる業務効率化を推進されたい。

用 地 管 理 課

【事務分掌】

- (1) 市長が指示する事業の用地買収、補償及び登記に関すること。
- (2) 前号以外の事業の用地買収、補償及び登記の指導、協力及び調整に関すること。
- (3) 市が協力する国及び県営事業のうち、市長の指示する事業の用地買収及び補償に関すること。
- (4) 地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）及び国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）に基づく標準地（基準地）の価格等の閲覧に関すること。
- (5) 法定外公共用財産の管理及び境界確定に関すること。
- (6) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受ける財産の境界確定に関すること。
- (7) 準用河川の占用許可、立入及び境界確定に関すること。
- (8) 市道の認定、路線変更廃止等に関すること。
- (9) 道路、橋りょう等の占用及び通行制限に関すること。
- (10) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設の取締りに関すること。
- (11) 道路台帳に関すること。
- (12) 市営駐車場の計画及び管理に関すること。

【指摘事項等】

（指摘）

- 1 道路占用料、法定外公共用財産占用料において、納期限を 8 か月以上超過して納付されていたもの、現在まで未納のものがあったので、期限内納付を徹底するとともに、やむを得ず期限を超過したものについても早期収納に向けた取組を積極的に実施するようにされたい。
- 2 道路掘削、占用許可において、道路占用規則に定める書類が申請時点で提出されず、工事着手までに提出することを約束する書類により許可決定していたが、工事着手後も必要書類が提出されていないものが見受けられたので、速やかに申請者に書類の提出を求めるとともに、誓約書等による許可方法についても検討するようにされたい。
- 3 道路掘削、占用許可において、占用料の減免適用を国道等の基準に準じて取り扱っている部分があるが、この取扱に関する市としての意思決定がされていないと見受けられるので、速やかに意思決定されたい。

- 4 法定外公共用財産の占有において、事務取扱要領に定める占有料の減免基準に適さないと見受けられる事例があったので、適正に許可事務をするようにされたい。
- 5 法定外公共用財産の売払における申請者との売買契約において、事務取扱要領に定める売買契約書の内容に不備があったので、適切に対応するようにされたい。

(意見)

- 1 前回受検時の指摘事項等の改善について、十分に対応できていないものが目立つので、改善に向けて真摯に取り組むとともに、人事異動等に際しても、これらの事務引継を適切に行い、確実に改善へと結び付けるための体制づくりが望まれる。

農 業 土 木 課

【事務分掌】

- (1) 農業土木事業（地域改善対策事業を含む。）に関すること。
- (2) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく事業等に関すること。
- (3) 農業用水に関すること。
- (4) 農業土木災害復旧事業に関すること。
- (5) 農業集落排水の建設に関すること。
- (6) 肥海農村公園に関すること。
- (7) 土地改良法に基づく換地計画の認可等に関すること（国県営及び市営事業に係る換地計画に関するものを除く。）。
- (8) 土地改良区に関すること。
- (9) 河川及び水路（地域改善対策事業を含む。）に関すること。
- (10) 排水施設（公共下水道を除く。）、樋門等の維持管理に関すること。
- (11) 林道整備（工事）に関すること。

【指摘事項等】

（指摘）

- 1 施設の維持修繕について、発注を分割する理由に合理性を欠く事例があったので、今後は適正な発注に努められたい。
- 2 週休日の振替及び時間外勤務代休が未取得であった職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。

（意見）

- 1 排水機場の維持管理について、老朽化や後継者不足等課題が多くあるため、より良い維持管理手法を検討されたい。

また、下水道工務課所管施設（桜井及び東村排水機場）については関係課と協議し、適切な運営管理方法を検討されたい。

港 湾 漁 港 課

【事務分掌】

- (1) 港湾の改築及び改良に関すること。
- (2) 海岸保全施設等（国土交通省港湾局及び農林水産省水産庁所管）の新設及び改良に関すること。
- (3) 公有水面の埋立（市管理港湾区域及び市管理漁港区域に限る。）に関すること。
- (4) 港湾振興に関すること。
- (5) 港湾施設及び港湾施設用地の運営管理に関すること。
- (6) 港湾統計に関すること。
- (7) 海難事故の連絡に関すること。
- (8) 海上漂流物に関すること。
- (9) 国有財産法に基づく立入り及び境界確定（市管理港湾隣接地域及び市管理漁港区域に限る。）に関すること。
- (10) みなと再生に関すること。
- (11) みなと交流センターに関すること。
- (12) 今治港駐車場に関すること。
- (13) 漁港漁場の整備に関すること。
- (14) 漁港漁場の管理に関すること。

【指摘事項等】

（指摘）

- 1 維持修繕料、業務委託について、分割発注が疑われるものが見受けられたので、経費節減につながるように計画的かつ合理的な執行をされたい。
- 2 所管施設の防火対象物点検結果報告書に記載された不適合判定について、改善されていないものが見受けられたので、速やかに対応するようにされたい。
- 3 港湾施設内行為許可の手続きにおいて、許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったため、許可条件に教示文を追加するようにされたい。

都 市 政 策 課

【事務分掌】

- (1) 都市計画の調査企画及び計画決定に関すること。
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為、都市計画施設区域内等の建築物の建築許可等及び緑地保全地域等に係る都市計画決定に関すること。
- (3) 地区計画に関すること。
- (4) 国土利用計画（市計画）に関すること。
- (5) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地に関する権利の移転等の届出等に関すること。
- (6) 地図情報の統括に関すること。
- (7) 路外駐車場に関すること。
- (8) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく優良宅地の認定に関すること。
- (9) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく届出に関すること。
- (10) 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に関すること。
- (11) 国土調査に関すること。
- (12) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）に基づく流通業務地区内の施設建設等の許可等に関すること。
- (13) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都市計画施設の区域内等の土地の譲渡の届出及び土地の買取りの申出の受理等に関すること。
- (14) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に関すること。
- (15) 市街地開発に関すること。
- (16) 土地区画整理事業に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、都市政策に関すること。

【指摘事項等】

（意見）

- 1 平成 22 年度に開始した旧今治市域の地籍調査の進捗率は 9.3%に止まっているため、国の推進施策等を活用し、また、効率的な調査方法を研究する等、地籍調査の進捗率を向上させるよう努められたい。
- 2 公開型 GIS について、システムの効果的な活用方法を検証し、利用数のさらなる増加に努められたい。

建 築 住 宅 課

【事務分掌】

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に関すること。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に関すること。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に関すること。
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。
- (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に関すること。
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく特定建築物の認定、指導、助言等に関すること。
- (7) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修等事業（国補）に関すること。
- (8) 建設工事に係る資材の再資源化に関すること。
- (9) 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定に関すること。
- (10) がけ地近接等危険住宅移転事業（国補）に関すること。
- (11) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）に基づくマンション建替組合等の認可等に関すること。
- (12) 市有建築物（地域改善対策事業を含む。）の設計及び工事監理に関すること。
- (13) 市有建築物の維持修繕に関すること。
- (14) 市営住宅等の整備計画に関すること。
- (15) 市営住宅の設置及び管理に関すること。
- (16) 空家対策に関すること。

【指摘事項等】

（指摘）

- 1 施設の維持修繕について、発注を分割する理由に合理性を欠く事例があったので、今後は適正な発注に努められたい。

（意見）

- 1 技術職員（特に有資格者）の育成や技術の継承は重要な課題である。計画的な職員採用や技術職員の配置について人事課と協議し、また資格取得の奨励についても方策を検討し、技術が途絶えることの無いよう努められたい。
- 2 四村団地 7 号棟について、子育て世代の入居を含めたあり方の検討を進められたい。

- 3 建築確認申請のオンライン化について、システムの効果的な活用方法を検証し、市・利用者双方の利便性向上に努められたい。
- 4 家具転倒防止等推進事業及び感震ブレーカー設置推進事業について、周知の方法を工夫し、申請件数の増加に努められたい。

公 園 緑 地 課

【事務分掌】

- (1) 公園、緑地及び広場の建設に関すること。
- (2) 公園、緑地及び広場の管理に関すること。
- (3) 湯ノ浦パークゴルフ広場に関すること。
- (4) 緑化の推進に関すること。
- (5) かわら館に関すること。
- (6) 国立公園及び県立自然公園の管理に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 土木費国庫補助金及び土木費県補助金に係る調定事務において、交付決定通知書を収受した日をもって調定を行うべきところ、額の確定をもって調定を行っていたので、今後は適正に事務処理されたい。また、調定額については確定額（入金分）だけでなく繰越額を含めた交付決定額総額とされたい。
- 2 施設の維持修繕等について、発注を分割する理由に合理性を欠く事例があったので、今後は適正な発注に努められたい。

(意見)

- 1 長期間使用禁止となっている公園遊具施設について、計画的な改修に努められたい。